

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー
施設の設置等手続き」について

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈背景〉

1 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース【内閣府】

R2.10 臨時国会の総理所信表明演説にて宣言された、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、規制改革や革新的イノベーションの推進などの政策を総動員することが急務。

中でも、本社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵を握っており、規制改革の取組は必要不可欠。

また、再生可能エネルギーに係る規制は、関連府省庁や各自治体にまたがっており、縦割り行政等に起因する中長期的な構造的課題もはらんでおり、スピード感を持って取組む必要がある。



内閣府特命担当大臣(規制改革)の下で、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)」が開催された。【会議内容は、公表扱い】

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈背景〉

1 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース【内閣府】

※ 電気事業者からの規制改革要望（「緑の回廊」への設置要望含む）



【R3.3 第6回タスクフォース／林野庁の考え方】

国有林野においては、管理経営と両立できることを確認しつつ、手続きの迅速化を図り、2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献していく考え。

（「緑の回廊」への施設開発に関する基準も含まれている。）



精査・検討した上で、詳細なマニュアルを3年9月中に作成・公表



「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続きについて」(R3.3.31 林野庁経営企画課長通知) → **基準の明確化・透明化**

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈背景〉

2 森林・林業基本計画(R3.6 閣議決定)

【抜粋】

【カーボンニュートラル実現への貢献】

林地には、尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くある。それらの再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。



森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈考え方のまとめ〉

本件については、政府の方針であるカーボンニュートラル実現に重要な役割を果たすものであることから、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、電気事業者からの要望を受け、「緑の回廊における再生エネルギー施設の開発に関する基準や手続きを明確化」することとなった。
併せて、森林・林業基本計画にも明記された。

国有林野内（緑の回廊を含みます。）への発電施設の設置は「他に適地がなく、出来るだけ避け、必要最小限面積」であることが前提との考え。【保護林は含まない】

その上で、当該回廊への負荷を出来るだけ軽減する措置や配慮事項等を検討する必要から、事業者が適切に同回廊の設定目的に応じた「評価項目」を方法書等に反映させ、環境影響調査を実施し、その結果を準備書等に記載するとともに、貸付け等手続きにおいて、当該局の担当者がその妥当性を判断（確認ポイントにおける確認）することができるよう措置。

このため、同回廊の機能を損なわず実態に応じモニタリングを含めた適切な配慮事項が措置されるよう、北海道森林管理局 保護林管理委員会において、各回廊毎の設定方針に適切な評価項目を設定。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈保護林管理委員会への対応〉

1 一次照会(R3.5)

緑の回廊の区域内に発電施設が設置される場合について、タスクフォースでの趣旨を踏まえた適切な対応が必要と考え、現在、当該基準の明確化を検討。

ご専門の見地から、公表前における作成段階でのご確認として、林野庁で作成した別添「**緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化の方針(暫定案)**」についてご意見照会。

【照会ファイル】

「緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化」(ポンチ絵)



【貸付等手続きマニュアル】

- ・R3.6に「第一案」作成
- ・R3.9に「とりまとめ版」作成・公表

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

【R3.6:公表】

〈風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル(第1案)〉

(ポイント)

1【貸付け等に係る基準の明確化】

国有林野の貸付け等に関し、

- ・貸付け等に係る基準について、適合を確認する事項とその具体的な確認内容を明確化。
- ・緑の回廊が含まれる場合の**手続や基準を明確化するとともに、当該基準の適合確認に必要な環境影響評価手続における緑の回廊ごとの評価項目の整理・公表を進める。**

2【並行処理による手続の迅速化】

3【提出書類等の簡素化・明確化】



※ 保護林管理委員会 各委員の皆様へ通知。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

〈保護林管理委員会への対応〉

1 二次照会(R3.7)

林野庁では、タスクフォースへの回答として、6月30日に「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続きマニュアル(第1案)」を公表。この中で、**緑の回廊区域内にやむを得ず発電施設の設置等を検討せざるを得ない場合の考え方を示した。**

具体的には、個々の緑の回廊ごとに、その設定目的等に応じた適切な評価項目(指標)が設定されることを前提に、国有林野貸付け等手続きの中において、環境影響評価の結果(準備書等)の内容により行うこととし、その指標は、あらかじめ保護林管理委員会での議論を経て、個々の緑の回廊ごとの設定方針で公表しておくこと等により、環境影響評価の計画段階(方法書等)に反映されるよう措置することを明記。

→「緑の回廊ごとに設定する評価項目の標準例」についてのご意見照会。

【照会ファイル】

「緑の回廊ごとに設定する評価項目の標準例」及びポンチ絵」

【貸付等手続きマニュアル】 R3.9に「とりまとめ版」作成・公表

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

【R3.9:公表】

① 〈風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル〉

(ポイント)

1【貸付け等に係る基準の明確化】

国有林野の貸付け等に関し、

- ・貸付け等に係る基準について、適合を確認する事項とその具体的な確認内容を明確化。
- ・緑の回廊が含まれる場合の手続や基準を明確化するとともに、当該基準の適合確認に必要な環境影響評価手続における緑の回廊ごとの評価項目の整理・公表を進める。

2【並行処理による手続の迅速化】

3【提出書類等の簡素化・明確化】

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

【R3.9:公表】

② 〈緑の回廊設定要領の運用について (平成12年3月22日付け12-4林野庁経営企画課長通知)の一部改正〉

(主な改正点)

1【設定手続き等について】設定方針(案)の項に、以下を追加

「着目する野生生物種」については、**緑の回廊の設定目的**に応じて着目する野生生物種及びその生息・生育について特に留意すべき事項を、「**評価項目(標準例)**」を参考として定めるものとする。

(別添とし、「**評価項目(標準例)**」を記載。)

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

【R3.9:公表】

③ 〈緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について(令和3年3月31日付け2林国経第183号林野庁経営企画課長通知)の一部改正〉

(主旨)

再生可能エネルギー発電施設等(発電施設本体及び当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含む。以下「**発電施設等**」という。)の**設置が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続きを明記。**

(考え方)

(1) 緑の回廊の機能の維持保全等への影響の確認

発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階(方法書等)で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な環境配慮事項が記載されているかを確認。

(2) 森林管理局内での取扱いの決定

森林管理局長は、**保護林管理委員会での議論を経て環境配慮の妥当性を確認した上で、当該管轄にかかる森林管理局内の緑の回廊の取扱いを決定する。**

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の 設置等手続き」について

【R3.9:公表】

- ③ 〈緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続きについて(令和3年3月31日付け2林国経第183号林野庁経営企画課長通知)の一部改正〉

(確認の方法)

「確認ポイント(標準例)」に基づき確認することを基本。

このため、**森林管理局は**、当該緑の回廊の設定目的に応じた環境配慮の妥当性を確認するための**「確認ポイント」**及びそれに対応する具体的な**「評価項目」**について、あらかじめ**保護林管理委員会**での議論を経て検討を行い、個々の**「緑の回廊設定方針」**を公表する。

(各段階での手続き)

「計画段階」、「調査段階」、「準備書等の作成段階」について、明記。



※ 上記の①～③について、**保護林管理委員会 各委員の皆様**に通知。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

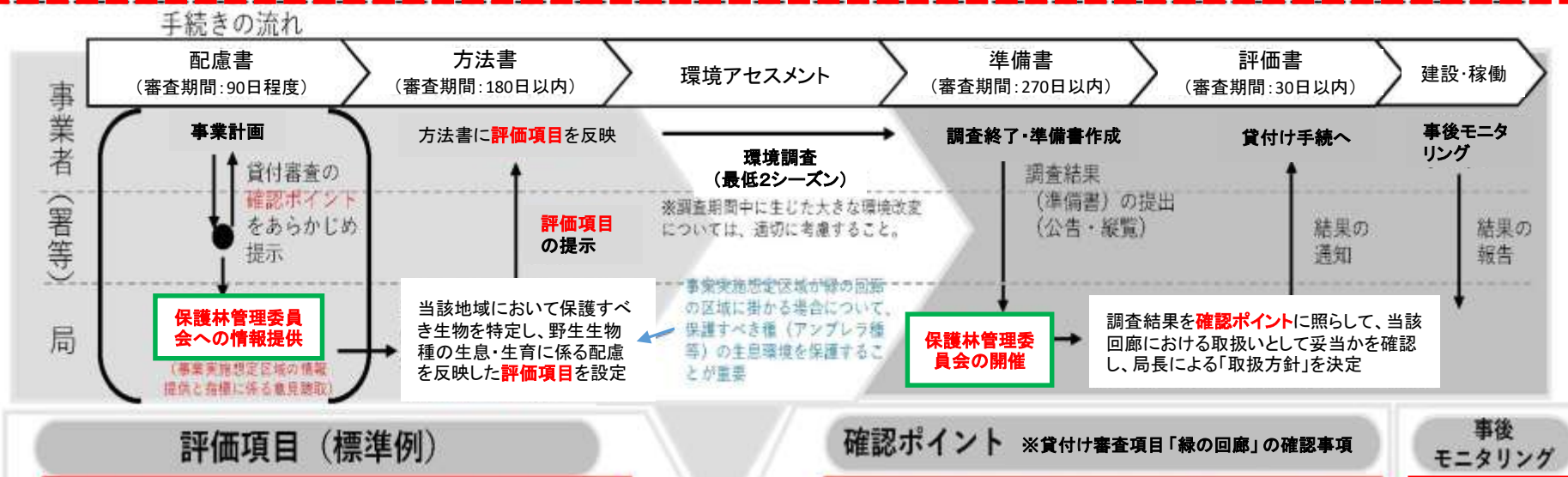
【対象となる再生可能エネルギー発電施設等】

発電施設本体及び当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含むものとする。

緑の回廊における再エネ施設の設置等に係る基準の明確化 (イメージ)

ポイント: 2段階構造による環境配慮事項の担保

- ・(環境アセスメント前)生態系の状態は地域ごとに異なる点を踏まえ、緑の回廊の機能維持のための指標(条件)を提示し、**評価項目**に反映
- ・(環境アセスメント後)指標を踏まえた環境調査の結果を基に、発電施設の建設中及び稼働後における配慮事項を**確認するためのポイント**を明示



「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

「緑の回廊の設定方針」に設定する「評価項目」等の標準例

※ 「大雪・日高緑の回廊」、「知床半島緑の回廊」、「支笏・無意根緑の回廊」

【ポイント】

- 1 標準例は、再生可能エネルギー発電事業のうち、風力発電及び地熱発電の施設等(当該発電施設の本体及び関連施設等を含みます。)が、国有林野の「緑の回廊」の区域に掛かる場合に、国有林野貸付け手続きにおいて、緑の回廊の機能の維持保全等がないかという観点からも併せて確認するため、事業者が行う環境影響評価手続等(法アセスのほか、条例アセス、自主アセス等を含みます。)における「方法書等」に記載すべき「評価項目」と「準備書等」における「確認ポイント」を整理した表。
- 2 森林管理局は、この標準例を基に、「緑の回廊」の設定目的に応じ、保護林管理委員会における議論を経て、緑の回廊における「設定方針」の中で「評価項目」等の必要な環境配慮事項等を設定し公表します。【「緑の回廊」設定方針の改正】
- 3 これにより、発電事業者が環境影響評価手続等の計画段階(方法書等)で配慮すべき事項を反映し、これに基づく環境影響評価等の結果をまとめた「準備書」等において、国有林野貸付け手続において必要な確認事項の記載が措置されることとなります。

緑の回廊 位置図

凡例

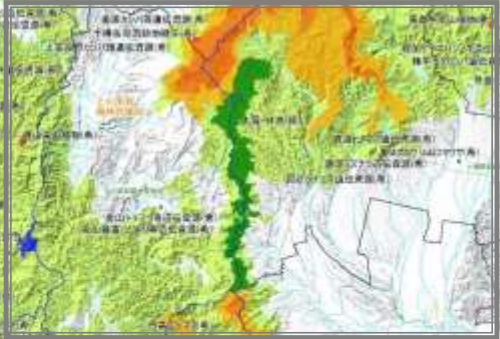
- 行政区画
- 森林計画区界
- 森林管理署界
- 国有林野
- 森林管理者
- 保護林・緑の回廊
 - 森林生態系保護地域 保存地区(森)
 - 森林生態系保護地域 保全利用地区(森)
 - 生物群集保護林(生)
 - 希少個体群保護林(希)
 - 緑の回廊(緑)



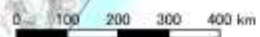
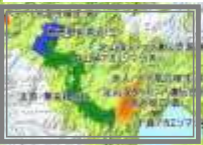
知床半島 緑の回廊



大雪・日高 緑の回廊



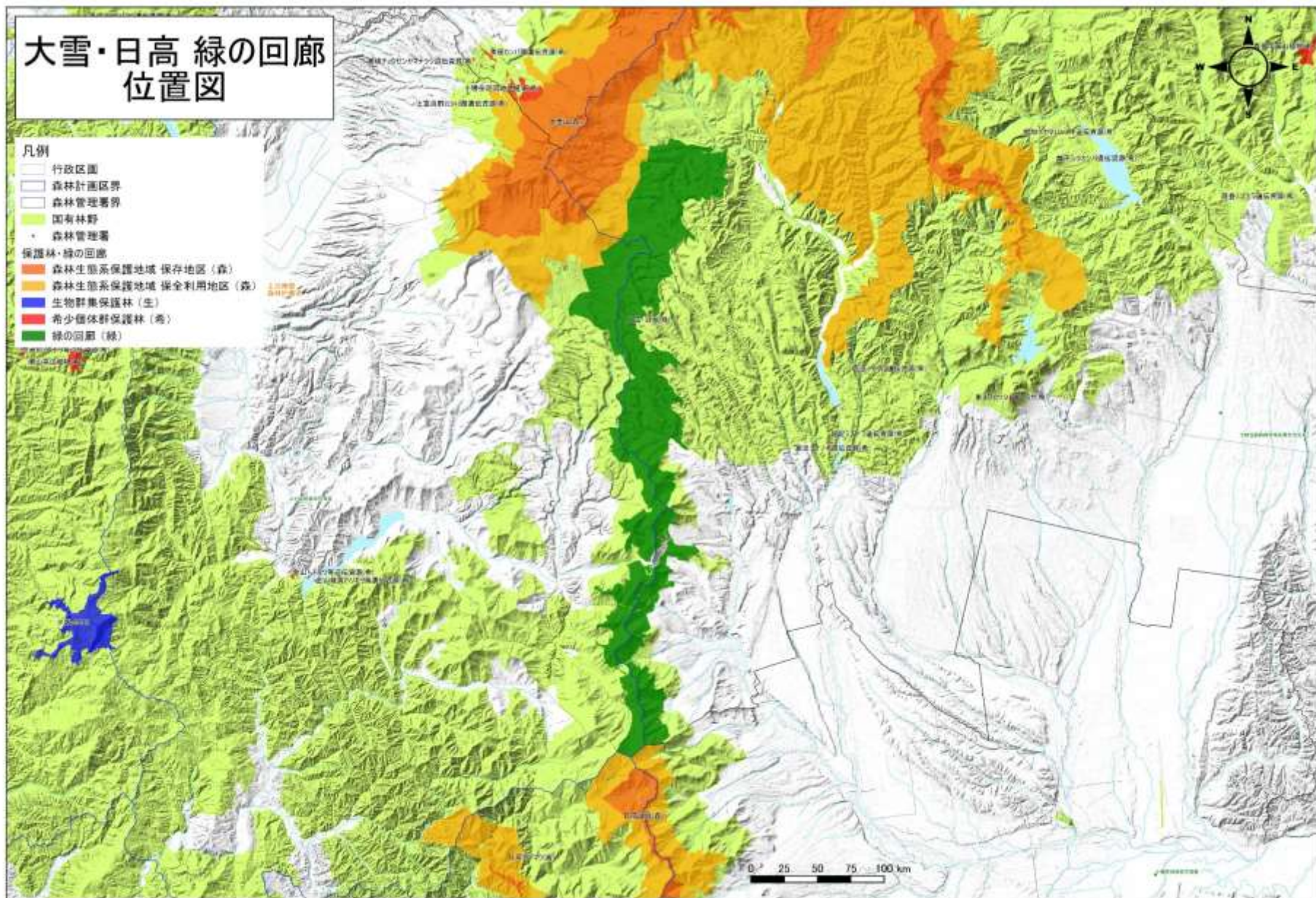
支笏・無意根 緑の回廊



大雪・日高 緑の回廊 位置図

凡例

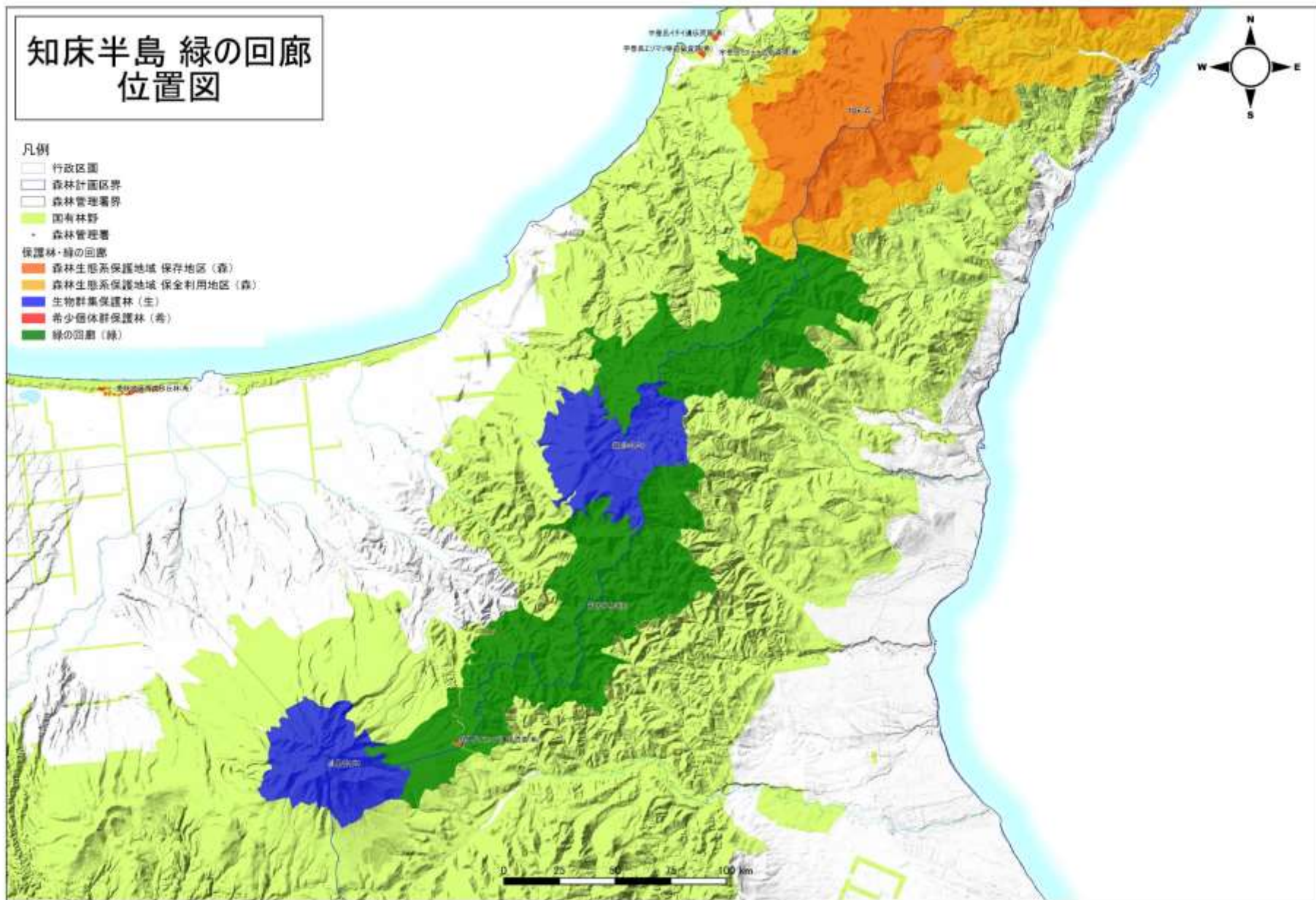
- 行政区域
- 森林計画区界
- 森林管理署界
- 国有林野
- ・ 森林管理署
- 保護林・緑の回廊
 - 森林生態系保護地域 保存地区 (森)
 - 森林生態系保護地域 保全利用地区 (森)
 - 生物群集保護林 (生)
 - 希少個体群保護林 (希)
 - 緑の回廊 (緑)



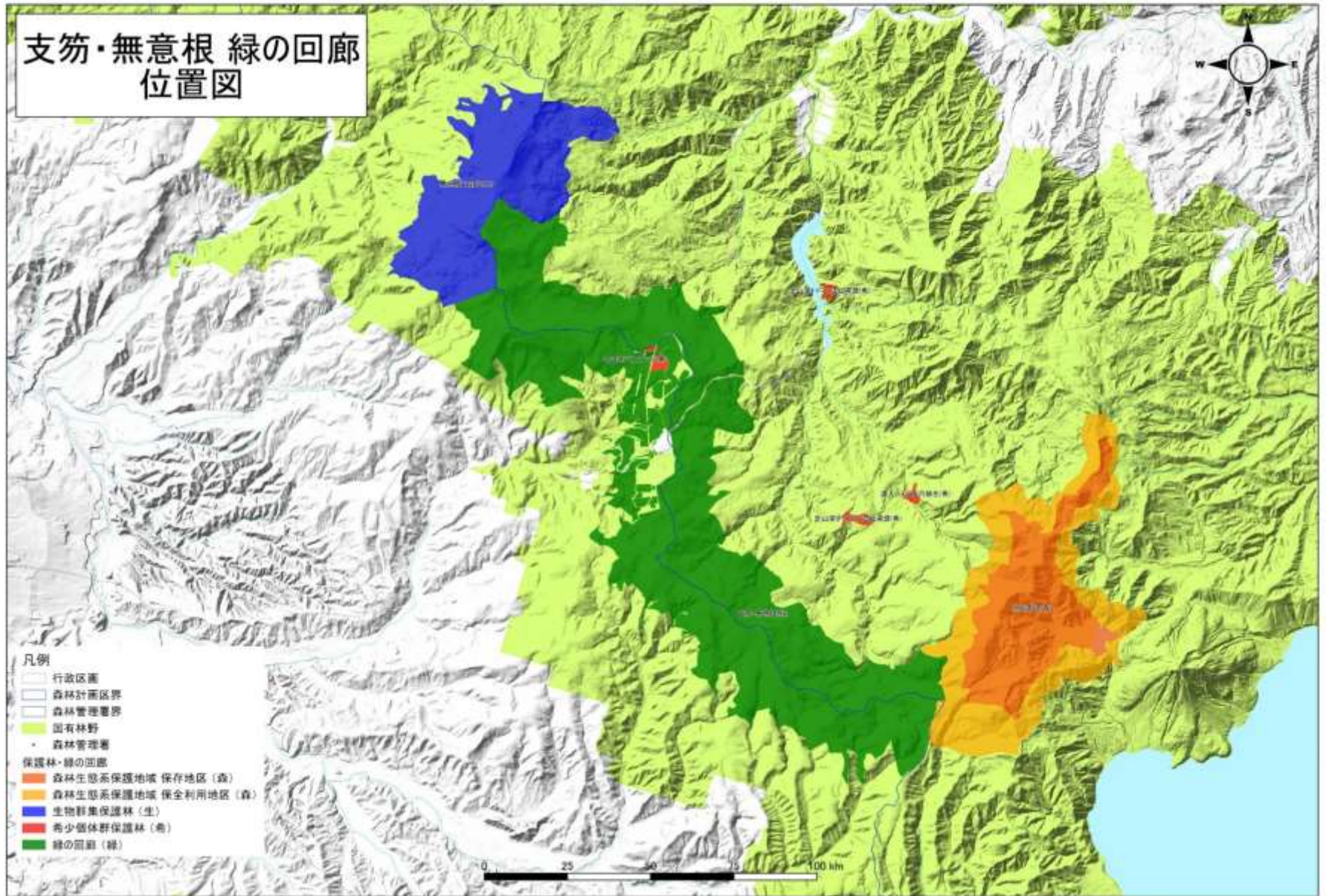
知床半島 緑の回廊 位置図

凡例

- 行政区画
- 森林計画区界
- 森林管理署界
- 国有林野
- 森林管理署
- 保護林・緑の回廊
 - 森林生態系保護地域 保存地区（森）
 - 森林生態系保護地域 保全利用地区（森）
 - 生物群集保護林（生）
 - 希少個体群保護林（希）
 - 緑の回廊（緑）



支笏・無意根 緑の回廊 位置図



「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

「緑の回廊の設定方針」に設定する「評価項目」等の標準例 〈オオタカのみを抜粋〉

「 評 価 項 目 」			の 標 準 例				
大分類	中分類	小分類	当該生物種の生息地等に共通する特徴 (調査・確認する背景)	環境影響評価手続等において確認すべきこと			
				調査すべき情報	調査期間	調査すべき具体種 【※各回廊ごとに記載】	具体種ごとに留意すべき事項 【※各回廊ごとに記載】
1 猛禽類・哺乳類等の保護に関すること							
	猛禽類(留鳥型)の保護						
		オオタカ	・ オオタカは、平地から丘陵地の森林を繁殖地としていることが多い。事業の影響を回避・低減するためには、「営巣中心域」や重要な採食地を含む「高利用域」を特定し、こうした場所を中心に保全措置を検討する必要がある。	① 営巣場所 ② 繁殖状況 ③ 行動圏の内部構造 ④ 自然環境 ⑤ 社会環境 の情報	少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期	・ オオタカ	(例) (順不同) ・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風車の設置予定地が「高利用域」(営巣場所、主要な狩場など)を避けていること等。

公表

(備考1)					(備考2)	
工事種					確認ポイント 【※評価項目に対応させて記載】	根拠情報等
送電線 (上空通過のみ)	送電線 (鉄塔、線下伐採)	風車	地熱	管理 用道路		
—	—	—	—	—		風力発電
—	—	—	—	—		地熱発電
○	○	○	○	○	(例) (順不同) 1-① 営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避 1-③ バードストライク回避	猛禽類保護の進め方(改訂版) 猛禽類調査: 事業計画をおおむね設定した段階から(猛禽類の営巣地については、早期の段階から「営巣可能性の高いエリア」の現地情報まで把握しておくことが望ましい) 予備調査: 坑井調査の着手段階から現況調査等: 事業化の判断がなされた速やかな段階から

各回廊ごとに保全対象となる具体種を記載・設定

該当する工事種別を記載

各項目が方法書に網羅され、準備書にアセス結果が記載されるよう、各森林管理局が具体種ごとの項目に対応した別表「確認ポイント(例)」の中から選び設定。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

別表「確認ポイント(例)」

確認ポイント (類型化)		確認ポイント (具体的確認内容)	
		主な対象の種	確認内容
1 猛禽類等の生息環境の悪化を防ぐこと			
①	営巣場所、主要な狩場等の喪失・減少の回避	猛禽類	・ 重要な高利用域である、営巣場所、主要な狩場などの生息環境について、喪失や減少を回避する措置がとられていること
②	ねぐら等の保護	洞窟性コウモリ	・ ねぐら洞、繁殖洞、越冬洞などが保護されていること
		森林性コウモリ	・ ねぐら、越冬、繁殖に使われる樹洞を持つ古木、老木などが保護されていること
		渡り鳥	・ 集団ねぐらや峠越えのルート、半島部など集中的に利用される場所が保護されていること
③	バードストライク回避	猛禽類、渡り鳥	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風車の設置予定地が高利用域 (営巣場所、主要な狩場など) を避けていること。その他環境調査結果等に基づき必要な措置がとられていること)
④	バットストライク回避	コウモリ	・ 衝突死のリスクを限りなくゼロにするための措置がとられていること (風車の設置予定地が、ねぐら、採餌場所、移動経路を避けていること。その他環境調査結果等に基づき必要な措置がとられていること)
2 マイクロハビタット等の生息環境を破壊しないこと			
①	草地等の喪失・悪化防止	小型哺乳類、昆虫類	・ 重要な生息地である草地や森林等の喪失・悪化の防止が図られていること
②	水辺環境の喪失・悪化防止	爬虫類、両生類、水生生物等	・ 重要な生息地や繁殖地である池・溪流・水たまり等の喪失・悪化の防止が図られていること
③	移動個体の練死の回避	動物	・ 管理用道路の設置及び工事車両等の通行による練死の発生を防止する措置がとられていること
3 希少な植物群落の喪失や悪化を防ぐこと			
①	植物群落の喪失・悪化防止	植物	・ 陸上の希少な植物群落や植物種の損失・悪化の防止が図られていること
		植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
②	溪畔林等の喪失・悪化防止	植物	・ 溪畔林等の溪流植生の喪失・悪化の防止が図られていること
		植物	・ 外来種の侵入を防ぐために必要な措置がとられていること
③	風衝地の保護	植物	・ 風衝地における植生の喪失・悪化の防止が図られていること
④	排ガス・排水の悪影響防止	植物	・ 地熱発電所の稼働後の排ガスや排水が周辺環境に悪影響を及ぼさないための措置がとられていること
⑤	送電線との十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令 (「電気設備の技術基準」等) に定める、植物と送電線との適切な離隔距離を確保すること
⑥	風車のブレードとの十分な離隔距離の確保	植物	・ 関係法令に定める、植物と風車のブレードとの適切な離隔距離を確保すること
4 緑の回廊の連続性を維持すること			
①	緑の回廊の幅の維持	生態系全体	・ 緑の回廊の設定目的 (野生生物の移動経路の確保、生育・生息地の拡大と相互交流の促進、より広範囲で効果的な森林生態系の保護・保全等) が達成される回廊幅が維持されていること
②	移動経路の分断の防止	生態系全体	・ 構造物 (擁壁、側溝等) による野生生物の移動の障外を防ぐための措置がとられていること

※国有林野貸付け手続において、森林管理局が評価項目への対応結果を確認する際、準備書等の情報のみでは上記の確認ポイントの履行内容を判断しがたい場合は、工事の実施中及び供用開始後事業者が行う事後調査の結果の報告を元に、確認するものとする。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

【作業手順】

1 【緑の回廊設定方針(緑の回廊設定要領に規定)の改正】

個々の「緑の回廊設定方針」の内容として、着目する野生生物種及びその生息・生育について特に留意すべき事項(以下「**評価項目**」)を設定することに伴う改正。

※【**評価項目の作成**】(計画段階 → 方法書等～調査段階に反映させる)

・緑の回廊毎に「**評価項目(標準例)**」を基本に、作成。(大分類は変更しない)

〈調査すべき具体種の選定〉

緑の回廊ごとに調査すべき具体種については、環境省レッドリストや都道府県ごとに作成しているレッドリスト等に掲載されている種であって、当該緑の回廊及びその周辺を生息・生育地としている種を選定する。

※文献調査や有識者からの意見聴取だけでは、当該緑の回廊に生息・生育しているかを判断しがたい場合は、「調査すべき具体種」の欄において、「その他現地調査により新たに発見されたその地域において希少とされている種」などと表記する。

〈具体種ごとに留意すべき事項の選定〉

上記で選定した具体種について、文献調査や有識者への聞き取り調査等により、緑の回廊の設定目的に与える影響及び保全に係る配慮(以下「**環境配慮**」という。)としてなされるべき事項を定める。

※数値等定量的な指標を定める場合は、過去の事例や研究結果など、明確な根拠に基づくものとする。

(透明性を確保するため、明確な根拠が必要。また、公開することが原則となり、説明責任が伴うことにも留意する必要あり。)

2 【その他留意事項】

〈確認ポイントについて〉(準備書段階で確認)

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、「**確認ポイント**」により基づき確認する。

〈上記で作成した「**評価項目**」毎に、適宜必要な確認ポイントを作成する。〉

〈緑の回廊ごとに定める「評価項目」を公表するまでの当面の取扱い〉

森林管理局において、緑の回廊ごとに評価項目を設定し、順次公表していくまでの間、「緑の回廊設定方針」に該当する評価項目が未公表であり、事業者から問合せを受けた場合には、個別に保護林管理委員会の意見を聴いた上で評価項目を定め、その内容を示すものとする。

「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等手続き」について

〈今後対応について(保護林管理委員会関連)〉

【予定スケジュール】

名 称	面積 (ha)	延長 (km)	予定スケジュール			
			【保護林管理委員会の開催】 (概要説明等)	【事務局案提示】 各委員との調整 (WEB・メール等)	【保護林管理委員会の開催】 (事務局による最終調整)	設定方針の 改正、公表
知床半島緑の回廊	12,397	36	R3.11.24	R3.12下旬～ R4.2月下旬	R4.3月上旬	R4.3下旬
大雪・日高緑の回廊	17,368	57				
支笏・無意根緑の回廊	7,031	30				